



#### 4. 添付提出書類一覧

製品認証の申請にあたり、以下の書類をご提出ください。

	申請者確認欄
1. 製造工場所在地一覧表 (ARMS606101-02)	<input type="checkbox"/>
2. 充電器認証調査票 (ARMS606101-03)	<input type="checkbox"/>
3. 技術仕様申告書 (ARMS606101-04)	<input type="checkbox"/>
4. 技術情報図書資料申告書 (ARMS606101-05)	<input type="checkbox"/>
5. 製造工場が別法人の場合は、審査に対応し、必要な情報を提供することの合意を含めた品質管理に関わる申請者との間で締結された契約書	<input type="checkbox"/>

5. 認証取得希望時期 : 年 月 日 頃

6. 供試品提出可能日 : 年 月 日 頃

#### 7. 認証申込に関する確認事項

- (1) 認証申込者は製品認証システム説明書および以下の認証基準に定める事項を遵守し、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意するものとします。

##### 認証基準

- JARI A 0001:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器製品認証基準
- JARI A 0101:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器安全技術基準
- JARI A 0201:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器互換性技術基準
- JARI A 0301:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器出荷検査基準
- JARI A 0401:2014 EV/PHEV 用 AC 普通充電器工場審査・品質マネジメントシステム要求事項

- (2) 試験品は、JARI-RBより指定の場所に送付をお願いします。  
 なお、輸送についての責任は申込者となります。
- (3) 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JARI-RBが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。
- (4) 試験品の返却は、試験を終了した状態で行います。試験によって生じた分解及び損傷等について、JARI-RBは一切その責任を負わないものとします。
- (5) 試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。
- (6) この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。
- (7) 受付確認日より6ヶ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。

認証申込者は、製品認証の申込みにあたって上記の事項を確認しました。  
 (□ にチェックをお願いします)

#### JARI-RB 記入欄

センター長	事業部長	受付担当者

受付番号/受付日